

平成26年度事業報告

自平成26年4月1日
至平成27年3月31日

1. 実施事業

勤労者の福祉の向上を目的とする事業

事業の趣旨

労働保険(労災保険・雇用保険の総称)は、労働者(パートタイマー、アルバイト含む)を一人でも雇用していれば、業種・規模の如何を問わず労働保険の加入手続が必要であるが、規模の小さい中小企業では制度の不知や事務処理能力が乏しいことなどから、加入手続を行っていない企業が数多く存在している。そこで、当法人では労働保険の加入促進や中小企業事業主が行う申請手続等を代行することにより、未手続事業場の解消や事業主の事務処理負担を軽減するとともに、勤労者の福祉の向上に寄与することを目的とする事業を行うものである。また、単独で労災保険に加入できない中小企業事業主や建設業を営む一人親方向けの制度である特別加入に関する加入促進及び申請手続代行も併せて行う。

事業の内容及び報告

(1) 労働保険未適用事業所の加入促進

労働局及びハローワークの未適用事業所情報を基に、労働保険加入勧奨推進員の資格を有する事務局職員2名が、労働保険に未加入の事業所を巡回し労働保険制度の説明及び加入を促進する。また、当法人のホームページ上でも加入促進案内を行っている。

(労働保険適正加入促進事業実施状況 平成27年1月末)

① 労働保険加入勧奨推進員の推薦事務組合数	171 事務組合
② 労働保険加入勧奨推進員数	310 名
③ 連合会実施事務組合への割当未手続事業場把握件数	合計 4,724 件
④ 実施結果:未手続事業件数	1,814 件

<内訳>

・ 加入勧奨事業数	1,814 件
・ 加入勧奨回数	2,299 回
・ 労働保険成立数	1,461 件
・ 労働局への報告分	78 件